

JLPGA プロテスト新型コロナウイルス感染症対策特別規定

本規定は、JLPGA プロテスト規定頭書ただし書に基づき JLPGA プロテストの実施に関する事項のうち、新型コロナウイルス(COVID-19)感染症（以下「感染症」という。）対策について特別に定めるものである。

第1条（受験資格の持ち越し）

受験希望者が、受験申込の手続きを完了した各ステージの競技について、体調不良、濃厚接触、入国制限その他感染症の影響により受験申込を取り消して欠場する場合、当該受験希望者は、当該受験希望者が満たした JLPGA プロテスト規定第2条に定める各ステージの受験資格を、翌年度に繰り越すことができるものとする。

第2条（JLPGA プロテスト競技への出場）

選手は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。自身のサポートスタッフ（通訳及び選手の親族を含むがこれらに限られない。以下同じ。）にも遵守させなければならない。

- ① 海外から日本に入国する選手及びサポートスタッフは、厚生労働省の要請（厚生労働省「水際対策に係る新たな措置について」（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html）等）に従った対応をしなければならない。出場又は帯同しようとする JLPGA プロテストの各ステージ・会場の指定練習日（ただし、トーナメント事業部が承認した場合に限り、JLPGA プロテストの各ステージ・会場の競技の第1日目も可とする。）の前日までに厚生労働省の要請に基づく対応が完了していない選手又はサポートスタッフは、当該競技へ出場及び帯同できない。ただし、トーナメント事業部が承認した場合はこの限りでない。
- ② 出場又は帯同する JLPGA プロテストの各ステージ・会場の指定練習日から起算して遡る14日間においては、トーナメント事業部の指示に従い検温及び行動記録をしなければならない。また、トーナメント事業部が指示する場合、会場到着時にそれらの記録をトーナメント事業部が別途定める方法にて提示しなければならない。
- ③ 前号の検温において、出場又は帯同しようとする JLPGA プロテストの各ステージ・会場の指定練習日から起算して遡る7日間に実施された検温で2日連続して37.5℃以上の発熱が確認された選手又はサポートスタッフは、当該競技へ出場及び帯同できない。ただし、感染症ワクチン接種後の副反応による発熱であるとトーナメント事業部が判断した場合は除く。
- ④ 出場又は帯同する競技期間中においては、選手又はサポートスタッフは、会場到着時に、その都度、トーナメント事業部が指定する場所で検温及び体調検査を受けなければならない。
- ⑤ トーナメント事業部の指示があった場合、指示を受けた選手又はサポートスタッフはトーナメント事業部が指定する検査（以下「指定検査」という。）又は自己手配による検査（以下「自己手配検査」という。）を受けなければならない。指定検査を実施する場合の詳細は、トーナメント事業部において別途定める。
- ⑥ 出場又は帯同する競技期間中のトーナメント事業部による検温若しくは体調検査を拒否又はトーナメント事業部の指示に従わない場合、選手は当該競技に出場できないものとし、サポートスタッフは速やかに当該競技会場から立ち去らなければならない。
- ⑦ 出場又は帯同する競技期間中に実施された検温で37.5℃以上の発熱が確認された場合、選手は当該競技に出場できないものとし、サポートスタッフは速やかに当該競技会場から立ち去らなければならない。ただし、感染症ワクチン接種後の副反応による発熱であるとトーナメント事業部が判断した場合は除く。

- ⑧ 出場又は帯同する競技に関して指定検査又は自己手配検査が行われる場合において、指定検査又は自己手配検査で陽性が確認された場合、選手は競技に出場できないものとし、サポートスタッフは速やかに当該トーナメント会場から立ち去らなければならない。ただし、**以下の場合を除く。**
- (a) 指定検査又は自己手配検査で陽性が確認された後保健所の指示による検査を受けて、当該競技が始まる前（第1組のスタート前をいう。以下同じ。）に陰性判定が確認できた場合
 - (b) 陽性が確認された当該指定検査又は自己手配検査が自身の直近の感染症の陽性が確認された日（症状が出た場合には発症日とし、無症状の場合は検体採取日とする。）から14日間が経過する前に行われた場合であって、保健所から指示された、又は厚生労働省が定める基準に従って決められた療養期間が終了し、療養期間終了後無症状である場合
 - (c) 陽性が確認された当該指定検査又は自己手配検査が自身の直近の感染症の陽性が確認された日（症状が出た場合には発症日とし、無症状の場合は検体採取日とする。）から14日間が経過した後に行われた場合であって、本号（b）に定める療養期間の終了及び療養期間終了後無症状であることの条件を満たしており、かつ、トーナメント事業部が当該者の行動履歴等を総合的に勘案し、承認した場合
- ⑨ 選手は、出場する競技に関して指定検査又は自己手配による検査が行われる場合において、当該競技の第1日目の競技が始まる前に指定検査又は自己手配検査で陰性判定が確認できないときは、**第8号（b）及び（c）の場合を除き**、当該競技に出場できないものとする。
- ⑩ サポートスタッフは、帯同する競技に関して指定検査又は自己手配検査が行われる場合、**第8号（b）及び（c）の場合を除き**、指定検査又は自己手配検査で陰性判定が確認されるまで当該競技に帯同できないものとする。
- ⑪ 選手及びサポートスタッフは、保健所から感染症陽性者の濃厚接触者として指定を受けた場合、競技に出場及び帯同できないものとする。なお、その後検査を行い、結果が陰性となった場合であっても、感染症陽性者と接触した後、所定の期間は不要不急の外出を控えるなど保健所の指示に従うものとする。
- ⑫ 選手及びサポートスタッフは、出場又は帯同する競技の会場滞在最終日から起算して 7 日間が経過するまで、トーナメント事業部の指示に従い検温及び行動記録をしなければならず、発熱や体調不良があった場合、速やかにトーナメント事業部に報告しなければならない。また、トーナメント事業部が指示する場合、速やかにそれらの記録を提出しなければならない。
- ⑬ 陽性が確認された選手又はサポートスタッフは、厚生労働省が定める退院基準又は解除基準（「新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）」の「5. 新型コロナウイルス感染症に対する医療について」の問 4（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q5-4）等）を満たした場合、JLPGA プロテストに出場及び帯同できるものとする。ただし、トーナメント事業部が承認した場合はこの限りでない。
- ⑭ 出場又は帯同する競技期間中に感染症陽性者が確認され、保健所からの濃厚接触者としての指定に時間がかかることが予想される場合等、トーナメント事業部が独自の基準により、選手又はサポートスタッフを対象に濃厚接触者判定を行うことがあり、この場合において選手又はサポートスタッフはトーナメント事業部の指示に従うものとする。独自の濃厚接触者判定の詳細は、トーナメント事業部において別途定める。
- ⑮ その他体調検査などで異常が確認された場合などにおいては、トーナメント事業部の指示に従うものとする。
- ⑯ JLPGA プロテストに出場するため外国から来日する外国籍の選手について、政府の新型コロナウイ

ルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置により査証免除措置が一時的に停止されている国や地域があるため、査証（ビザ）が必要かどうか以下の外務省のウェブサイト等を参照し、必要な場合は、選手の責任においてビザを取得しなければならない。

■外務省「ビザ」(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/index.html>)

■外務省「新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について」の「5 査証免除措置の停止」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html#section5)

第3条（受験料の返還）

本規定により欠場となった選手に対しては、受験料を返還するものとする。

第4条（改正）

本規定は、状況の変化に応じ、トーナメント事業部の議決をもって随時改訂される。この場合、トーナメント事業部は、改訂について速やかに理事会に報告する。

第5条（施行）

本規定は、2020年4月24日から施行する。

[改正]

2021年3月4日

2021年8月6日

2021年10月1日

2022年4月1日

2022年7月14日